

交通安全施設工事成績評定書										契約番号		-															
										主任監督職員氏名																	
工事名称												総括監督職員氏名															
工事場所												検査員氏名															
受注者名												完成日															
現場代理人氏名												完成検査日															
工 期		自										当初請負額															
		至										変更請負額															
		変更										工事概要															
評価項目					評価区分																						
					主任監督職員評定					総括監督職員評定					検査員評定												
a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e									
1. 施工体制	I . 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10																					
	II . 配置技術者	3.0	1.5	0	-5	-10																					
2. 施工状況	I . 施工管理	4.0	2.0	0	-5	-10											5	/	2.5	/	0	-7.5	-15				
	II . 工程管理	4.0	2.0	0	-5	-10	2.0	/	1.0	/	0	-7.5	-15														
	III . 安全対策	5.0	2.5	0	-5	-10	3.0	/	1.5	/	0	-7.5	-15														
	IV . 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5																					
3. 出来形及び出来ばえ	I . 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5											10	7.5	5	2.5	0.0	-10	-20				
	II . 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5											15	12	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25				
	III . 出来ばえ											5	/	2.5	/	0.0	-5										
4. 工事特性	I . 工事特性																										
5. 創意工夫	I . 創意工夫																										
6. 社会性等	I . 地域への貢献等											10	7.5	5	2.5	0											
加減点計		0.0点					0.0点										0.0点										
7. 評定点計		26.0点 (65+加減点) × 0.4					13.0点 (65+加減点) × 0.2					26.0点 (65+加減点) × 0.4															
8. 法令遵守等(総合評価を含む)																											
評定点合計		65点					[7. 評定点計(65.0 点) + 8. 法令遵守等 0.0点]																				
所見																											

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない。

評価項目	細目	監督員	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般	*	1 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
		*	2 工事カルテの登録は監督員の確認を受けた上で契約後10日以内(閉庁日を除く)に行われている。
		*	3 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。
		*	4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
		*	5 建退共制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
		*	6 施工体制台帳、施工体系図が整備され、現場の施工体制が書面と一致している。
		*	7 施工計画書を、工事着手前に提出している。
		*	8 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
		*	9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
		*	10 工場製作に係る機材等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。
		*	11 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
		*	12 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
			13 その他()
			14 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			15 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目合計	0
		評価対象項目	12
		評価値	0%
		評定	c
			評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満 b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない 「14」の項目に該当 d やや不適切である 「15」の項目に該当 e が不適切である ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数／対象評価項目数) × 100
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)		[全体を評価する項目] 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者(現場代理人／監理技術者／主任技術者)について指示事項が無い。※ 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。
		*	1 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
			[現場代理人を評価する項目] 3 現場代理人が工事全体を把握している。 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
			[監理(主任)技術者を評価する項目] ※ 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。
		*	6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
		*	7 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて適切な技術的判断を行い、良好な施工に努めた。
		*	8 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、既施設の運用、等)への対応を図っている。
		*	9 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
		*	10 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
			11 その他()
			12 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			13 専門技術者が配置されていない。
			14 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価項目	細目	監督員	評価対象項目	
			該当項目合計	評価対象項目
			該当項目合計 評価対象項目 評価値 評定	0 10 0% c
			評価値が90%以上 評価値が80%以上 90%未満 評価値が80%未満 「12、13」の項目に該当 「14」の項目に該当 ※「12、13」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする。 ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数／対象評価項目数) × 100	a 適切である。 b ほぼ適切である。 c 他の評価に該当しない d やや不適切である e が不適切である
2.施工状況	I.施工管理	*	1 現場条件の変化に対して、適切に対応している。	
		*	2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。	
		*	3 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。	
		*	4 出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき常時適切に行っている。	
		*	5 品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき常時適切に行っている。	
		*	6 現場の清掃、整理整頓を常時行っている。	
		*	7 使用材料、機器の品質証明書等及び工事記録写真等が適切に整理されている。	
		*	8 段階確認及びその報告が適時、適確に行われていることが書面で確認できる。	
		*	9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。	
		*	10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。	
		*	11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	
		*	12 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。	
			13 その他()	
			14 施工計画書が工事着手前に提出されていない。	
			15 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	
			16 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		該当項目合計 評価対象項目 評価値 評定	0 12 0% c	評価値が90%以上 評価値が80%以上 90%未満 評価値が80%未満 「14,15」の項目に該当 「16」の項目に該当 ※「14,15」の項目で一つでも該当あればd、二つ以上あればeとする。 ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数／対象評価項目数) × 100

評価項目	細目	監督員	評価対象項目
2.施工状況	II.工程管理	*	1 実施工工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
		*	2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
		*	3 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
		*	4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない
		*	5 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
		*	6 時間制限等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
		*	7 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
		*	8 休日の確保を行っている。
		*	9 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
			10 その他()
			11 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			12 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	該当項目合計	0	評価値が90%以上 a 工程管理が適切である
	評価対象項目	9	評価値が80%以上 90%未満 b 工程管理がほぼ適切である
	評価値	0%	評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない
	評定	c	「11」の項目に該当 d 工程管理がやや不適切である 「12」の項目に該当 e 工程管理が不適切である ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
2.施工状況	III.安全対策	*	1 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
		*	2 店舗パトロールを1回／月以上実施し記録が整備されている。
		*	3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
		*	4 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
		*	5 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映されている。
		*	6 道路上での作業時に警備員を配置し、通行人や車両の安全管理を行っている
		*	7 過積載防止に積極的に取り組んでいる。
		*	8 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。
		*	9 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		*	10 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
		*	11 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。
		*	12 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
			13 その他()
			14 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			15 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	該当項目合計	0	評価値が90%以上 a 適切である。
	評価対象項目	12	評価値が80%以上 90%未満 b ほぼ適切である。
	評価値	0%	評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない
	評定	c	「14」の項目に該当 d やや不適切である 「15」の項目に該当 e 不適切である ※評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合、評価値が90%以上でもb評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100

評価項目	細目	監督員	評価対象項目
2.施工状況	IV.対外関係	*	1 関係官公庁などと折衝及び調整を行い、トラブルの発生が無い。
		*	2 地元(施設関係者等を含む)との調整を行い、トラブルの発生が無い。
		*	3 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
		*	4 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
		*	5 既存地下埋設管敷設機関との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に寄与している。
		*	6 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
			7 その他()
			8 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			9 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	該当項目合計	0	評価値が90%以上 a 適切である。
	評価対象項目	6	評価値が80%以上 90%未満 b ほぼ適切である。
	評価値	0%	評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない
	評定	c	「8」の項目に該当 d やや不適切である 「9」の項目に該当 e 不適切である
			※評価対象項目数が2項目以下場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合は評価値が90%以上でもb評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
3.出来形及び出来ばえ	I .出来形	*	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
		*	2 全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
		*	3 据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
		*	4 不可視部分の出来形が写真での確認できる。
		*	5 社内の管理基準を設定し、適切に管理している。
		*	6 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
		*	7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
		*	8 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			9 その他()
			10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
			11 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	該当項目合計	0	評価値が90%以上 a 適切である。
	評価対象項目	8	評価値が80%以上 90%未満 b ほぼ適切である。
	評価値	0%	評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない
	評定	c	「10」の項目に該当 d やや不適切である 「11」の項目に該当 e 不適切である
			※評価対象項目数が2項目以下場合はc評価、評価対象項目数が4項目以下場合、評価値が90%以上でもb評価とする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100

評価項目	細目	監督員	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	*	1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
		*	2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
		*	3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
		*	4 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
		*	5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
		*	6 信号柱や各盤類の据付状況に問題がない。(傾斜、水切り、根入れ深さ、ボルト締め付け状況)
		*	7 塗装、溶接管理の内容が確認でき、欠陥がなく満足している。(既製品は対象としない)
		*	8 各機器類が正常に動作し、性能を満足している。(信号の滅灯、閃灯や標識の誤表示等)
		*	9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
		*	10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。
		*	11 完成図書で定期的な点検や交換をする部品及び箇所を明示している。
		*	12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
		*	13 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。
			14 その他()
			15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
			16 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	該当項目合計	0	評価値が90%以上 a 適切である。
	評価対象項目	13	評価値が80%以上 90%未満 b ほぼ適切である。
	評価値	0%	評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない
	評定	c	「15」の項目に該当 d やや不適切である 「16」の項目に該当 e 不適切である ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえD欄の「*」印を外すことができる。) ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100

創意工夫

評価項目	細目	監督員 評価対象項目				
創意工夫	キーワード評価	■施工関係				
		1 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫				
		2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫				
		3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫				
		4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫				
		5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫				
		6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫				
		7 照明などの視界の確保に関する工夫				
		8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫				
		9 運搬車両、施工機械等に関する工夫				
		10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫				
		11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫				
		12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫				
		13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫				
		14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫				
		15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ※本項目は2点の加点とする				
		16 特殊な工法や材料を用いた工事				
		17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事				
		18 情報共有システム、または電子納品非対象案件であるが、受発注者協議の上情報共有システムを利用または電子納品を行なった。※本項目は2点の加点とする				
		19 その他【理由】				
		■品質関係				
		20 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫				
		21 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫				
		22 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫				
		23 配筋・溶接作業等に関する工夫				
		24 その他(理由:				
		■安全衛生関係				
		25 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)				
		26 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫				
		27 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫				
		28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫				
		29 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫				
		30 厳しい作業環境の改善に関する工夫				
		31 環境保全に関する工夫				
		32 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする				
		33 その他(理由:				
■その他						
34 その他(理由:)						
35 その他(理由:)						
36 その他(理由:)						
記述評価 【○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価する。 ・加点は+7点～0点の範囲とする。 				
<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 0;"> <tr><td>該当項目合計</td><td>0</td></tr> <tr><td>評価値</td><td>0</td></tr> </table>		該当項目合計	0	評価値	0	小計(項目×1点or2点)7点以内
該当項目合計	0					
評価値	0					

**総括監督職員
評価**

評価項目	細　目	総　括	評　価　対　象　項　目	
2.施工状況	II.工程管理		1 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	
			2 所轄警察、道路管理者との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。	
			3 工程管理を適切に行なうことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。	
			4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	
			5 事故や災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。	
			6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。	
		○	7 上記1~6の項目は評価できないが、工程管理は適切だった。	
			8 その他()	
			9 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	
			10 請負者の責により工期内に工事を完成させなかつた。(ただし、改善指示による場合を除く)	
2.施工状況	III.安全対策	該当項目合計	1 該当項目の○が5項目以上	a 工程管理が非常に優れている
		評　価	c 該当項目の○が3項目以上4項目以下の場合	b 工程管理がやや優れている
			該当項目の○が1項目以上2項目以下の場合	c 他の評価に該当しない場合
			「9」の項目に該当する場合	d 工程管理がやや劣っている
			「10」の項目に該当する場合	e 工程管理が劣っている
6. 社会性等	I 地域への貢献等		1 道路等の環境保全を具体的に実施した。	
			2 路上の施工ヶ所で歩行者、車両の通行の円滑化を積極的に図った。	
			3 交通事故等に遭遇して積極的に協力した。	
			4 生活に密着したゴミ拾い、道路・公園清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、周辺地域に貢献した。	
			5 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。	
			6 年少者、高齢者、身体の不自由な方の道路通行の手助けを積極的に行なった。	
			7 その他 理由:	
		該当項目合計	0 該当項目が4項目以上	a 地域への貢献が優れている
		評　価	c 該当項目が3項目	a' 地域への貢献がbより優れている
			該当項目が2項目	b 地域への貢献がやや優れている
			該当項目が1項目	b' 地域への貢献がcより優れている
			該当項目がない	c 他の評価に該当しない

考查項目	細目	総括	法令遵守等の該当項目一覧表
8.法令遵守等	I. 法令遵守等		措置内容
			1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外
			2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満
			3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満
			4 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月未満
			5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告
			6 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起
			7 文書注意
			8 口頭注意
			9 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)
		評価値	0
8.法令遵守等	II. 電子マニフェスト不使用【令和5年4月1日以降に契約した工事に限り適用する】		電子マニフェスト不使用
			1 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができるなどを証する書類を提出しなかった場合、もしくは廃棄物管理票報告書を提出しなかった場合
			※当該理由により、本件契約に関して入札参加資格停止措置がなされても、I. 法令遵守等による減点は行わない
		評価値	0

工事特性

評価項目	細目	総括	技術力キーワード一覧表
工事特性	キーワード評価		<p>■構造物の特殊性への対応</p> <p>1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p>2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>3 その他(理由:)</p> <p>0 ※上記項目に一つ以上該当は4点の加点</p>
			<p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>4 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>5 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>6 急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事</p> <p>7 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>8 その他(理由:)</p> <p>0 ※上記項目に一つ以上該当は4点の加点</p>
			<p>■都市部等の作業環境・社会条件等への対応</p> <p>9 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>10 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>11 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>12 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>13 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p>14 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>15 その他(理由:)</p> <p>0 ※上記項目に一つ以上該当は6点の加点</p>
			<p>■長期工事における安全確保への対応</p> <p>16 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く</p> <p>17 その他(理由:)</p> <p>0 ※上記項目に一つ以上該当は6点の加点</p>
記述評価 【○マークを付したキーワード 項目について、評価内容を 詳細記述】			<ul style="list-style-type: none"> ・工事特性は、最大20点の加点評価とする ・主任監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない
	該当項目合計	0	
	評価値	0	小計20点以内

検査員評価項目	凡例	主任監督員(評価項目)と同評価項目
		評価必須項目
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない

評価項目	細目	検査員	評価 対象 項目	
2.施工状況	I.施工管理	*	1 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。	
		*	2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。	
		*	3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。	
		*	4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。	
		*	5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。	
		*	6 立会確認(段階確認等)の手続きを事前に行っていることが確認できる。	
		*	7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。	
		*	8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。	
		*	9 工事記録の整備が適時、的確にされている。	
		*	10 工事の関係書類を不足なく整理していることが確認できる。	
		*	11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	
		*	12 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。	
		*	13 一行程の施工の確認報告が適切に行われていることが確認できる。	
		*	14 出来形品質管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。	
			15 その他()	
			16 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	
			17 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
該当項目合計		0	評価値が90%以上	
評価対象項目		14	a 施工管理が優れている	
評価値		0%	b 施工管理がやや優れている	
評 定		c	c 他の事項に該当しない	
該当項目合計		0	d 施工管理がやや不備である	
評価対象項目		14	e 施工管理が不備である	
評価値		0%	※評価対象項目数が2項目以下の場合は評価とする。	
評 定		c	① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)	
該当項目合計		0	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
評価対象項目		7	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
評価値		0%		
評 定		c		
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	*	1 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。	
		*	2 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	
		*	3 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。	
		*	4 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。	
		*	5 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	
		*	6 出来形が設計図書を満足し適切な施工であることが確認できる。	
		*	7 社内の管理基準を設定し、適切に管理している。	
			8 その他()	
			9 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
			10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補手直し指示を行った。	
		0	評価値が90%以上	
		7	a 出来形管理が優れている	
		0%	a' 出来形管理がより優れている	
		c	b 出来形管理がやや優れている	
		c	b' 出来形管理がより優れている	
		c	c 他の評価に該当しない	
		d	d 出来形管理がやや劣っている	
		e	e 出来形管理が劣っている	
		e	※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が4項目以下場合、評価値が90%以上でも評価とする。	
		c	① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。)	
		c	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
		c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	

評価項目	細目	検査員	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質	*	1 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が実施していることが確認できる。 2 材料の品質照合が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と整合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 5 信号柱や各盤類の据付状況に問題がない。(傾斜、水切り、根入れ深さ、ボルトの締め付け状況) 6 各機器類が正常に動作し、性能を満足していることが確認できる。(信号の滅灯、閃灯や標識の誤表示等) 7 塗装・溶接管理の内容が確認でき、欠陥がなく満足している。(既製品は対象としない) 8 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 9 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。 10 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 11 盤やポール等内の電線類の接続部、配線が適切に処理されている。 12 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 13 その他() 14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		該当項目合計 評価対象項目 評価値 評定	0 12 0% c
			該当項目が90%以上 a 品質管理が優れている。 該当項目が80%以上 90%未満 a' 品質管理がbより優れている。 該当項目が70%以上 80%未満 b 品質管理がやや優れている。 該当項目が60%以上 70%未満 b' 品質管理がcより優れている。 該当項目が60%未満 c 品質が適切である。 ※「14」の項目に該当 d 品質がやや不備である。 ※「15」の項目に該当 e 品質が不備である。 ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、aとする。 ① E欄が水色の項目を評価対象項目とする場合は、D欄に「*」印を付け、評価対象項目でない場合は空白とする。また、E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。(工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。) ② 刪除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
3.出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	*	1 施工箇所全体にきめ細やかな施工がなされている。 2 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 3 路面、構造物、床とのすりつけが良い。 4 製作上の補修痕跡がない。 5 全体的な取扱いがしやすい。 6 該当項目がない。
		該当項目合計 評定	0 d
			該当4項目 a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当3項目 b 全体的に美観が良い 該当2項目 c 他の事項に該当しない 該当1項目以下 d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ※「6」の項目に該当すればdとする。 ① 「評定対象」項目すべてを評定対象とする。(E欄が黄色の項目は、原則としてすべて評価する。工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえE欄の「*」印を外すことができる。) ② 刪除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100

項目別評定点内訳表

工事名称			
工事場所			
受注者名			
工期	～		
請負代金額	円		
完成日		検査日	

評価項目		評点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.9 /3.3
	II. 配置技術者	2.9 /4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	9.4 /13.0
	II. 工程管理	6.1 /8.1
	III. 安全対策	6.2 /8.8
	IV. 対外関係	2.9 /3.7
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	9.3 /14.9
	II. 品質	9.4 /17.4
	III. 出来ばえ	6.5 /8.5
4. 工事特性	I. 工事特性	3.3 /7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	2.9 /5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	3.2 /5.2
7. 評定点計		65.0 /100
8. 法令遵守等		0.0
評定点合計		65 /100

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

「施工プロセス」のチェックリスト